令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会(第7回)議事録

- ■日時 令和3年12月17日(金)午後1時30分~午後3時48分
- ■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、渡邉委員

■議事内容

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
 - ア 国立印刷局王子工場整備事業【2回目】
 - ⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。
 - イ (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)【2回目】
 - ⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。
 - ウ (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)【2回目】
 - ⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。
 - 工 (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)【2回目】
 - ⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会(第7回)

速 記 録

令和3年12月17日(金) Webによるオンライン会議

(午後1時30分開会)

○下間アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、これから始めさせていただきます。本日は、委員の皆様、御出席いただき、どうもありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和3年度第7回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 よろしくお願いいたします。

まず、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web上での傍聴のみとなっております。 それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長 ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他の事項となります。

○宮越部会長 それでは、次第1の「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は Web 上での出席となります。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

- ○事業者 国立印刷局です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- ○宮越部会長 よろしくお願いします。

まず、本日の進め方について御説明させていただきます。本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

事業者の御出席は今回までとなりますので、委員の皆様は、確認したい点や疑問点など十分に議論していただきますようお願いいたします。

質疑が終了いたしましたら事業者は退席いたします。その後、次回の総括審議に向けて、 各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。御協力 をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。

それでは、資料1を御覧ください。資料1は、第1回目の審議内容を整理したものとなります。各委員からの指摘、質問事項を環境影響評価項目ごとに、「騒音・振動」「土壌汚染・地盤・水循環」「廃棄物」「温室効果ガス」「その他」の順序で取りまとめており、合計7件となっております。

なお、「騒音・振動」1 と「温室効果ガス」1 については、この後、事業者から補足説明が ございます。

環境影響評価項目ごとに、質疑の概要について御説明いたします。

「騒音・振動」についてですが、計画地に隣接する建物があることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の影響について質疑が行われました。

次に「土壌汚染・地盤・水循環」についてですが、土壌汚染に関して、汚染拡散防止や工 事完了後のモニタリングについて質疑が行われました。

次に「廃棄物」についてですが、建設汚泥と建設発生土の発生量や、譲渡予定地の解体や 地下構造物について質疑が行われました。

最後に「温室効果ガス」についてですが、温室効果ガスの削減の取組や削減率について質 疑が行われました。

事務局からの説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいま事務局から御説明いただきました前回の質疑応答について、御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、前回の質疑応答について、事業者から補足があると伺っております。事業者の 方から説明をお願いいたします。

○事業者 本日の審議資料の2ページ目、資料1を御覧ください。

前回の御指摘により、建設工事中に 3m の仮囲いを超える音の最大を予測し、報告すること

となっておりましたので、予測高さを地上 3m とし、まず評価書案と同じ条件で予測した結果 を御説明いたします。

地上 1.2m での予測と同様に、建設機械は全て同時稼働し、解体建物外周の防音パネル等を 考慮しない設定で予測した地上 3m での最大値は、1 期解体工事 76dB、1 期建設工事(外構工 事)81dB、2 期解体工事 88dB です。参考として環境確保条例の勧告基準(建設工事中 80dB、 解体工事中 85dB)と比較すると、条件によっては基準を上回る時期があると予測します。

続いて、実際の工事での保全措置や建設機械の稼働状況を考慮し、条件を変更した場合についても予測を行いました。その結果と事業者としての対応について御説明いたします。

予測条件を変更した場合、1 期建設工事(外構工事)について、稼働予定の建設機械7台のうち同時稼働を5台とした場合、80dBとなります。2 期解体工事で、最大値出現地点に近接する解体建物外周の防音パネルを考慮した場合、84dBとなります。

この結果を認識し、実際の工事では、大きな音を発生させないよう丁寧な作業に努めるとともに、評価書案で環境保全のための措置として記載したとおり、解体建物の外周には防音パネル等を設置し、建設機械が集中稼働しないよう計画的かつ効率的な工事工程を検討するとともに、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、同時稼働させる建設機械の調整等を検討してまいります。また、近隣の皆様に御理解いただけるよう、騒音の発生しやすい時期には事前に周知を図るとともに、相談受付窓口を明確にし、誠意を持って真摯に対応するよう努めてまいります。

予測条件の変更について、補足説明いたします。

こちらは、評価書案 147 ページ目に掲載した、1 期工事、工事開始 55 か月目の建設工事中の音源の位置図です。評価書案では、建設機械7台が同時稼働する条件で予測しました。工事内容としては、外構工事のアスファルト舗装等を想定しています。

こちらは、資料編 18 ページ目に掲載の、1 期工事の建設機械稼働台数表です。アスファルト舗装工事には大きく2 つの工程があり、先の工程である路床、路盤の施工時にはモーターグレーダーとタイヤローラーが稼働します。後の工程である基層、表層の施工時にはアスファルトフィニッシャーとロードローラーが稼働します。予測時点とした55 か月目は2 つの工程の移行期に当たり、主に前半で路床、路盤の施工を行い、主に後半で基層、表層の施工を行います。

こちらは、先の工程である路床、路盤の施工時を想定した、建設機械 5 台が同時稼働した 場合の予測条件です。 こちらは、後の工程である基層、表層の施工時を想定した、建設機械 5 台が同時稼働した場合の予測条件です。予測結果の最大値は、いずれも 80dB となりました。

続いて、2 期解体工事中の予測条件について御説明します。こちらは、評価書案 148 ページ目に掲載した、2 期の解体工事中の音源の位置図です。評価書案では、解体建物外周の防音パネル等は考慮しない条件で予測しました。

こちらは、予測条件を変更し、防音パネルを考慮した場合の位置図になります。最大値出現地点に近接する解体建物外周の防音パネル等を考慮した条件で、予測結果の最大値は84dBとなりました。なお、環境保全措置としては、当初より解体建物の外周は防音パネルや防音シート等で養生する計画としております。

審議資料の5ページ目にお戻りください。前回の質疑で御質問のありました太陽光発電と 買電の割合、買電の考え方について追加回答いたします。

前回質疑で回答いたしましたとおり、本事業では太陽光発電設備の設置は計画しておりませんが、既設の発電設備がございます。評価書案で示している平成29年度~平成31年度(令和元年度)の3か年度平均値で、太陽光発電量割合は約0.6%(買電量約5,123MWh/年、太陽光発電量約31MWh/年)です。

現状で買電事業者の決定は、環境配慮契約法に基づき、国から示されている契約基準にのっとり点数づけをし、裾切り後の入札方式で行っております。裾切り方式は、環境省から示されている配点例を基本とし、二酸化炭素排出係数を含め、環境への配慮事項を考慮しています。これらの合計点が一定以上の買電事業者による入札方式により契約を行っています。

審議資料6ページ目、「温室効果ガス」の2点目を御覧ください。国立印刷局全体として、 王子工場としての温室効果ガス排出量削減の方針と、本事業単体での削減量について御説明 いたします。

国立印刷局は、本事業の対象である王子工場を含めた局全体の削減目標を設定しています。 本事業における削減量につきましては、王子工場の削減目標に対する取組の一部となっております。

具体的な目標及び取組です。国立印刷局は、令和2年度の温室効果ガス排出量の削減目標を24%以上削減(基準年度:平成17年度)として取り組み、目標を達成しており、今年度の目標設定は昨年度と同様の目標で取り組んでいます。

王子工場は、環境確保条例で定められている地球温暖化対策計画書を作成し取り組み、平成 27 年度~令和元年度での平均削減義務率 15%以上の削減を達成しています。今年度は、

令和2年度~令和6年度の平均削減義務率25%以上の達成に向けて取り組んでいます。

今後も温室効果ガス排出削減について、目標達成に向けて継続的な取組の実施に努めてまいります。

また、評価書案に示した温室効果ガス排出量の削減率は、生産量は変わらず建物だけが新しくなるという本事業の事業特性から、大幅な削減とはなっておりませんが、王子工場全体としては、上記のとおり、削減目標の達成に向けて取組を進めております。今後も環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出抑制ため、IS014001 認証に基づく環境マネジメントシステムの運用を通じ、継続的な改善(PDCA)を推進し、導入可能な技術等についても検討を行ってまいります。

事業者からの回答は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございました。

ただいまの事業者の補足説明、事業内容や評価書案に関しまして、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 丁寧な御説明、ありがとうございました。

前回の私の質問は、仮囲いを超える中高層の建物に対する影響を把握したいということでお願いしたことでして、それに対して今回回答していただいて、私の危惧どおり、やはり中高層の建物に対しては仮囲いが十分に機能しない場合があって、その場合は勧告基準を超えるときが必ずあり得るということが今回明らかになりましたので、前回も申し上げましたが、通常、85dBや80dBというような大きな騒音を受けることはあまりないと考えられますので、そういった、工事という特殊な状況下ではありますが、長期にわたって行われる工事の曝露影響が住民のストレス等に影響を与えないよう、十分意思疎通を取りながら行っていただきたいと繰り返しお願いしたいと思います。

コメント的ですが、以上です。

- ○宮越部会長 ありがとうございました。廣江委員、コメントということなので、事業者の 方からの回答はよろしいですか。
- ○廣江委員 先ほど十分に、大きな騒音の出る場合は対応をすると繰り返し申していただきましたので、特にコメントは必要ございません。
- ○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

渡邉委員、お願いいたします。

○渡邉委員 丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。

幾つか確認させていただきたいのですけれども、まず、案のほうをもう一度拝見すれば分かるのかもしれないのですが、6ページ目の一番初め、「約2.95%にとどまっていることが正当化される理由について説明いただきたい」という質問をさせていただきまして、それに対して、「令和2年度から令和6年度の平均削減義務率25%以上の達成に向けて取り組んでいます」という記述がありましたけれども、これは現行25%以上の削減に努めておられて、そこからさらに3%程度は、建物を新しくすることによって、その新しい効率的な建物で3%程度の削減は確保できるという予測だというふうに考えてよいのかという点が1点。

もう1点は、令和2年度~令和6年度の平均削減義務率25%以上、これは、基準年は平成17年ということでよろしいでしょうか。国立印刷局としては平成17年(2005年)を基準年としておられるので、王子工場も同じ基準年というふうに考えてよろしいでしょうか。

あともう1点は、太陽光発電に関しては、建物を新しくするからといって新しく設置する 予定はなく、「太陽光発電については、本事業では計画していないが」というふうにあるので すけれども、平成29年~平成31年の3か年度平均値で、現行太陽光発電があるということ なので、それはそのまま使われるという理解でよろしいですか。

以上です。

○事業者 では、事業者から回答させていただきます。

まず、3%というところでございますけれども、王子工場としております環境確保条例のほうに王子工場のほうはなってくる形になるのですけれども、そこで一応、第3期目として25%削減という目標を立ててございます。それと、中に入ってくるというような考え方でしていただければと思います。切り離しているような対応にはなっているのですけれども、環境確保条例で言われています削減目標、その中の施策の1つみたいな形で25%の中に入ってきているというような形になります。

それから、環境確保条例のほうの基準ということになりますので、こちらのほうは地球温暖化対策計画書のほうでの目標年度になっておりますので、印刷局が全体で立てております平成 17 年度比というものであると。基準となるものがちょっと違っているということになってございます。

太陽光パネルのほうにつきましては、今回残置する建物に太陽光パネルが設置されてござ

います。ですので、そのまま継続使用するという考え方でございます。

以上、説明させていただきました。

○渡邉委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、新しい建物に太陽光発電を加えて載せるということは難しいというか、 そういう計画ではないということですか。

- ○事業者 現在建てようとしております建物につきましては、設置する予定はございません。
- ○渡邉委員 それは、設置する場所がないということですか。例えば屋上等であっても。
- ○事業者 計画段階のほうで太陽光パネルを設置するのを考えていなかったというのが実際のところでございます。
- ○渡邉委員 それは新たに、例えば、まだ全く建設する予定ということなので、そういった 計画を盛り込んでいただくことも可能なのですか。
- ○事業者 正直申しまして、もう設計の終了段階に入ってございますので、現在のところで それを追加するのは難しいということでございます。
- ○渡邉委員 分かりました。

あと、先ほども御説明はあったかと思いますけれども、この 25%は、新たな建物の 3%分を含んで 25%、そういう御説明ですよね。

- ○事業者 そういう理解になるかと思います。ただ、実際のところ、今、3 期目のほうということで25%としておりますけれども、建物が建ちます、完了しますのが、この範囲を超えてしまうところがありますので、25%ではなく、別の目標になっているかとは思われます。
- ○渡邉委員 さらにおそらく目標は深掘りされる予定で、分からないけれども、現状の流れでいくと目標は深掘りされることになり、その中に 3%というものも織り込んで目標値を示される、そういう理解でよろしいですか。
- ○事業者 こちらも環境確保条例のほうによりまして、5 年間の平均というところで、第 4 期目になってくるところくらいに立つのではないかと思っております。ですので、このときの削減目標が何%になっているか、ここの場では言えないところでございますけれども、この活動の中の削減の中に入ってくるというふうに御理解いただければと思います。
- ○渡邉委員 4期目の目標の中に入っているという理解でよろしいのですね。
- ○事業者 はい。
- ○渡邉委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

では、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 先ほどの騒音の件で関連して教えていただきたいのですけれども、第2期工事の予測が、パネルとかを置かなかったら88dBで、パネルを置いたら84dBという理解でよかったのかが1つと、あと、それだと、パネルを置いたことで4dBしか下がらないのですけれども、それはパネルの影響が及ばない範囲だからということなのか、パネルが十分効いていてもそうなるのかというのが聞いていてよく分からなかったのですが、パネルの高さとかを教えていただけると、もしかしたら、そういうことなのかなと分かるかもしれないのですが、その辺補足いただいてもよろしいでしょうか。

○事業者

防音パネルは、解体する建物がおよそ 9m ほどありますので、それと同じ高さで防音パネルを設置するという想定で予測いたしました。これ以上下がらないというのは、パネルの位置というのがあると思いますし、今回予測したのは、最大値出現地点の直近にある建物の防音パネルを設定しましたので、それ以外の建物については、防音パネルは予測条件としては入れずに計算しております。

- ○池本委員 分かりました。ありがとうございます。いずれにしても、廣江先生もおっしゃっていたので、私があえて言う話でもないのですけれども、敷地境界の建設工事の基準と環境基準との差も大きいので、かなり配慮が必要なのかなと感じました。以上です。
- ○事業者 ありがとうございます。
- ○宮越部会長 ほかに御意見をお願いいたします。

渡邉委員、お願いいたします。

○渡邉委員 再度失礼いたします。追加というわけではないのですけれども、先ほどの追加の御説明を伺って、これは要望になってしまうかもしれないのですけれども、現状と比較した削減量が 2.95%ということで、建物を新しくしても、そこまで例えばエネルギー効率とかそういったところが上がってくるわけではないので、削減量が大幅に削減できるわけではないということに、今お示しいただいた内容だとそういうことになると思うのです。おそらく第4期の全体の削減量をどのくらいで目標として出してこられるかにもよると思うのですけれども、今回建物を新しくされることで削減できる割合としてはこれだけだという、最低限の値だというところを出していただいて、あと、買電と太陽光発電部分の割合は出せると思うというところなので、今考えていらっしゃる買電先からの電力供給だとこのくらい削減できて、でもそれは最低限であって、例えば再エネの買取りを進めていけばさらに削減ができ

るとか、全体としてこのくらいまでが最低限で、もう少し深掘りができるということが明示 されるような、読んでいて明らかになるような書き方にしていただけると分かりやすいかな と思いましたので、要望として一言付け加えさせていただきます。

あと、太陽光発電を載せるのは難しいということでしたけれども、もし可能であれば載せていただけると非常に――これも全くの要望ですけれども――よいのではないかと思いました。

以上です。

○事業者 事業者のほうから補足というところではありますけれども、先ほど説明もしておりすけれども、電気のほうの需給契約、こちらは法令のほうの縛りと言ったらあれなのですけれども、環境配慮型契約というところで行っております。ですので、そちらのほうの法令の流れの中でということになってしまいますので、必ずしも係数の低いところと契約ができるというわけではございません。これは法令の整備がないと難しいところでございますので、そこについてはお約束できないところがございますので、御了承いただければと思います。

あと、3%はちょっと低いかなというところのお話もあるのですけれども、そちらも大変苦しいところになってはいるのですけれども、今回、予測・評価というところで、王子工場全体の CO2 排出量からというところの削減予測となってございます。今回、残置する建物のほうが CO2 排出量のおおよそ 5 割を出しております。今回、建替えを行うというところもあるのですけれども、評価書案に記載しておりますけれども、生産のほうの数量とかは変わらないというところになってございますので、生産に関わる排出量は変わらないということで、実際建物が建って、そこに人が引っ越すよというところの建物の分だけということになっております。建物は全体の割合でいきますと約 2 割ぐらいしか示さないという状況になっております。建物は全体の割合でいきますと約 2 割ぐらいしか示さないという状況になっておりますので、そういう観点から 3%という数字になっております。単純に建物だけというところで考えますと大体 14%ぐらいの削減率になっているというところでございます。

補足ということで御説明させていただきました。

- ○渡邉委員 ありがとうございます。確認なのですけれども、これは何十年くらい使用される予定なのでしたっけ、建て替えられると。
- ○事業者 特に年度というところで何年までというところの縛りはないというところではございます。
- ○渡邉委員 事業計画としては、大体、一度建物を建て替えられると、どのくらいの期間使用されるのですか。

- ○事業者 それは工場の生産の方針とかによっても違ってはございますので、一概に何年と言い切れないところがございます。一応、印刷局、150年くらいの歴史があるのですけれども、本当に古いのは築何十年という建物もございます。ですので、使えるだけは使っていくような格好にはなっているかなとは思われます。
- ○渡邉委員 なるほど。分かりました。おそらく 2050 年まで使われるのかなというイメージ もありますので、そういうことでしたら相当に削減していただく必要もあるのかなと思いま して、できるだけ効率性を上げていただきたいなという要望でございます。

あとは、おっしゃったように、環境配慮契約法に基づいてということなので、国や都と連携しながらというところになってしまうかとは思いますけれども、事業者さんだけの努力ではないと思いますが、できるだけの削減が確保できるとよいのではないか、そういう要望です。ありがとうございました。

- ○事業者 ありがとうございます。
- ○宮越部会長 ほかに御意見等ございますでしょうか。廣江委員、お願いいたします。
- ○廣江委員 たびたび申し訳ありません。1 点お伺いするのを忘れていたのですけれども、 評価書案のほうに、工事が日曜日は行わないと書いてあるのですが、これは、土曜日は行う ということでしたでしょうか。
- ○事業者 事業者のほうから回答させていただきます。一応、計画というところでは、現時点で土曜日も場合によって作業をしていくというような計画にはなるかと思います。ただ、実際のところは、まだ工事業者のほうとも契約を結んでございませんので、これから正確な計画は出てくるという状況でございます。
- ○廣江委員 ありがとうございます。先ほど、前回の私の質問に対して、予測をしていただいて、仮囲いを超える、高さ 1.2m ではない、もう少し高い地点での曝露が基準を超える場合もあり得るということが明らかになったわけですが、平日午前 8 時~午後 6 時というものはよくあるのですけれども、最近、土日というのは休息日になっていますし、土曜日に朝の 8時から 85dB という曝露はかなり厳しいかなと思います。当然、工事の工程とかいろいろなことは勘案しなければならないでしょうが、そこはぜひ計画的に、土曜日という曜日のこともぜひ配慮いただきたいなというコメントです。
- ○事業者 ありがとうございました。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ほかに御意見、御質問等はございますか。

本事業では、評価項目として、「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「日影」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」「電波障害」等が挙げられていますが、これらの項目について、いかがでしょうか。今のところ、「騒音・振動」「廃棄物」「温室効果ガス」「地盤」「水循環」に関して御意見を頂いていますが、例えば「大気汚染」に関しまして、御担当の日下委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

- ○日下委員 環境影響評価を満たしているということで、基本的にはそんなに特別なコメントはないのですが、ただ、都民の意見の内容並びに事業者の見解ということで、粉じんのことを心配していることに対しての見解が、防じんパネルと散水でやるという一般的な対処方法をやっているのですが、先ほどの「騒音」のところで、騒音のパネルはあまり効かないのではないかということだったので、粉じんのパネルについては、きちんと効くようなパネルをしっかりやってもらいたいと思います。
- ○宮越部会長 事業者の方、いかがですか。
- ○事業者 保全の予測に当たっての措置というところになってございますので、一応そちらのほうにつきましては考慮しながらやらせていただきたいと思ってございます。実際どこまで効果があるかというのは、この場では確認できていないところでありますので、大変申し訳ないのですけれども、住民からの苦情等が出ないような考えたやり方で行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○日下委員 分かりました。現時点ではどれくらいのパネルをやるかということはまだ分からないということですね。苦情が来たら対応するということだと思います。
- あと、建設機械の稼働中、二酸化窒素の寄与率が若干高いのが少し気になるといえば気になるところなので、こちらについてもしっかりと対策をしていただければと思います。
- ○事業者 一応そちらのほうも今の御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありが とうございました。
- ○日下委員 特に第2期が37%あるので、環境基準は下回っているのですが、それも割とゾーン内であって、決して下回っているから大丈夫という、それほどでもないので、しっかりやっていただければと思います。
- ○宮越部会長 では、事業者の皆様、よろしくお願いいたします。 では、次に、「水質汚濁」「土壌汚染」について、御担当の保高委員、いかがですか。
- ○保高委員 ありがとうございます。基本的には土壌汚染に対しては、もし確認された場合

には対応いただけるということなので、どちらかというと事後対応的なことにはなってくる ということではございますが、都の環境確保条例及び土壌汚染対策法にのっとって適切にや っていただければと思います。

あとは、あり得るとしたら、思いもよらない汚染というものが出たとき、特に油系のものであるとか、そういったものが出るときは結構ございます。そういったときに、都の環境確保条例等の対象外ではあるのですけれども、やはりそれに対しては適切に対応いただきたいと考えております。これはあくまでコメントということでございます。

○宮越部会長 では、事業者の皆様、よろしくお願いいたします。

次に、「日影」「景観」に関しまして、御担当の宗方委員、いかがですか。

○宗方委員 評価のほうは法令等には従っているということになりますが、北側で隣接する 集合住宅に対しては大分日陰が多くなっているということで、前回の御説明にもありました けれども、住民の方々には説明を繰り返しているということでございましたが、またそれも 引き続きお願いしますということと、日陰がちょっと増える分、見た目ですね、景観という 意味で、さらに見苦しいものを見せられるみたいなことになるとますます御不満も出てくる でしょうから、何かしら代替措置といいますか、好ましい景観も全体として構築できるよう に、植栽なども考えていただいて、いろいろと御配慮いただければと思います。

○宮越部会長 ありがとうございました。事業者の方、御対応をお願いいたします。

では、ほかに御意見等ございますでしょうか。

では、特に御意見がないようですので、質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の 候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いいたします。

廣江委員、お願いいたします。

- ○廣江委員 今お聞きになりましたように、通常、1.2mの高さで評価されると規制基準を下回ってはいるのですが、この現場は近隣建物、中高層の住宅も隣接しております。こういう状況で、音の影響というのは当然苦情等があるのは明らかですし、真摯に対応していただきたいという意味でも、審議事項として挙げさせていただきたいと思います。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。御提案等お願いいたします。

池本委員、お願いいたします。

- ○池本委員 「廃棄物」と「土壌汚染」のところで前回の回答で来ているところで、まだ未調査で、今後どうなるか分からないというところがありますので、その辺りの環境対策をしっかりして、事後調査でしっかりと確認していただきたいというような旨は求めたいところなのですけれども、いかがでしょうか。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。池本委員、今の点は、項目としては「土壌汚染」に 分類されますか。「廃棄物」でしょうか。
- ○池本委員 両方かかっているような気がするのですけれども、どちらかというと「土壌汚染」ですかね。そうすると、私が言うのもなんなのかなという気はするのですけれども。
- ○保高委員 保高です。土壌汚染担当ということで。土壌と廃棄物はほぼ一体というふうな考え方であるということであれば、その中でも特に今回課題となっている「土壌汚染」を挙げておいて、今後適切に拡散防止措置が取られていく、もしくは躯体みたいなものが撤去されるときに、廃棄物も含めてしっかり確認ができていくということをしていくということで、「土壌」に一括して入れるみたいな形でもよろしいでしょうかね。どうでしょうか、池本委員。
- ○池本委員 そうしていただくのがきれいにまとまるかなと思います。ありがとうございます。
- ○保高委員 ありがとうございます。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ほかに御意見等ございますでしょうか。

渡邉委員、お願いいたします。

- ○渡邉委員 温室効果ガス、かなり詳しく説明は頂いているのですけれども、建物を新しくして効率性を上げても3%削減なのかというところは多少疑問が残るところでもあり、あと、将来的な王子工場全体での削減の中に位置づけられているということなので、環境影響評価で評価をするというのは難しいのかもしれないのですけれども、買電に関しても、買電割合と太陽光の割合を示すことができるというような記載もありましたので、将来的に例えば事後調査等できちんとデータを示していただくというような内容を織り込むということも御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。渡邉委員、今の御説明だと、本日の資料の「温室効果ガス」の1番とは別に、本日御説明いただいた内容ということになりますか。

- ○渡邉委員 これは事後調査をお願いできるようになっていたのでしたっけ。事後調査でお 示しいただけるということですかね。
- ○宮越部会長 「温室効果ガス」の1番の内容だと、太陽光発電に関することが1つと、あ と買電に関する事項ということなのですけれども、それとはまた別にということですよね。
- ○渡邉委員 いえ、それとは別にという……。
- ○宮越部会長 分かりました。では、1番の内容を総括審議に挙げるということでよろしいですか。
- ○渡邉委員 そうですね。ちょっと確認したいのですけれども、太陽光発電を新たに搭載するというようなことを求めるのはかなり厳しいという理解でよろしいですか。
- ○宮越部会長 事務局、いかがですか。
- ○宮田アセスメント担当課長 対策の内容については事業者の方で判断されるということだ と思いますので、今回、太陽光パネルは設置できないという状況については受け止めるとい うのが自然の流れだと思います。
- ○渡邉委員 分かりました。では、そこを新たに求めていただく必要はなく、あと、1番のところに関して事後調査できちんと報告をしていただければという提案です。以上です。
- ○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

では、ほかに御提案はございますか。

ありがとうございます。では、総括審議に向けてまとめるに当たっては、ただいま委員の皆様から御提案いただきました、まず「騒音・振動」に関する項目、そのほか、「土壌汚染」に関する項目、あと「温室効果ガス」に関する項目、特に1番に関する項目を候補としたいと思います。各審議案件に関しましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思います。ただ、最終的な案に向けては部会長に一任いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第の2番目の「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画」環境影響評価書案の審議は、このほかに中地 区、南地区の評価書案がありますが、案件ごとに別の事業者が申請していますので、前回同 様、それぞれの事業者との質疑応答が十分に行えるように、3 案件一括ではなく、北地区、 中地区、南地区の順で審議を進めていきたいと考えています。

審議が終了しましたら、事業者の退席後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議

事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。御協力のほど、どうかよろ しくお願いいたします。

では、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」の事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

- ○宮越部会長 それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。
- ○下間アセスメント担当課長 それでは、資料の説明を事務局の下間のほうからさせていただきます。

それでは、資料2を御覧ください。資料2は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」「大気・騒音振動共通」「騒音・振動」「景観」の順序で取りまとめており、合計7件、環境影響評価項目以外の「その他」が2件となります。指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、「取扱い」欄に前回の日付として「11/24」と記載しています。

なお、本日の審議案件である内幸町一丁目街区開発計画(北・中・南地区)の3地区については、個別の案件ではございますが、前回の審議の際、3地区に共通する指摘、質問事項がありましたので、その場合、例えば3地区共通の指摘、質問事項等が北地区の審議中にされた事項については、例として冒頭に「(3地区共通 北地区質疑応答)」と記載させていただいております。

前回の指摘等の項目は、7ページ~8ページ、「大気汚染」番号 $1\cdot2\cdot3$ 、8ページ、「大気・騒音振動共通」番号1、8ページ~9ページ、「騒音・振動」番号 $1\cdot2$ 、9ページ、「景観」番号1、9ページ~10ページ、「その他」番号 $1\cdot2$ となります。要約して内容を御説明いたします。

「大気汚染」に関しては、番号1として、3事業に共通して関連し、「新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという理解でよいか。単体で見たとき、建設機械の稼働寄与率が高く、環境基準を超えている。他事業も加わればかなり影響が大きくなると思う。そこを通行される方がいらっしゃるということも考えると、今後どのような対策を行っていかなければいけないと感じられているか」との質問があり、「北地区のときには中地区、南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を予測に反映。建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣に関しては、ゼネコン間の調整かと考えている。歩道側に出ているところに関しては、最大着地濃度が出ている付近を重点的に調

整するということになると思っている。ホテル、劇場は利用者等も見ていかなければいけない」との事業者の回答がございました。

番号2として、「歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりすることもあるかもしれないので、その辺は考慮してほしい」との意見に対し、「歩行者を中心に大気汚染に関することを保全するということについて、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている」との事業者の回答がございました。

番号3として、「複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、街区同士の影響の継続性というものも考えていかなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか」という質問に対し、「予測で示したとおり、中地区、南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させる。アセス図書に書かれている保全措置について、しっかり行っていく」との事業者の回答がありました。

「大気・騒音振動共通」として、「3 事業者間で情報共有とか調整をするということだが、 その枠組みというものはこの評価書案の中で記載されているか。特に3事業者間での連携は とても大事なので、役割や在り方とかの説明をしたほうがよいのでは」という質疑に対し、 「地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で 書いている。さらにどのような内容をどこに書くかということも含め、評価書に向けて調整 していく」との事業者回答がありました。

「騒音・振動」に関しては、番号1として、「3地区は全てにおいて工事用車両等重なっている。3事業体が連携を取って、騒音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業体が連携して対応していきますとか、真摯な対応をお願いしたい」との指摘に対し、「窓口を一本化するかどうかは分からないが、ある程度の情報連携はしていく。その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている」との事業者回答がありました。

番号2として、「北地区は令和6年開始と書いているが、中地区、南地区は令和4年という ことで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期もほぼ かぶさっているので、十分に調整していただきたい」との意見がありました。

「景観」に関してです。「3つの開発の連携の話で、中地区と南地区は高さも同じで、屛風 のようなものができてしまうという印象がある。それぞれ景観としての調和を考えたデザイ ンの調整などを行う予定があるのか。外部の方に見せて御意見を伺うなどのことはあるのか」 との指摘に対し、「各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、そ れ以外の低層部のデザインとかについて各地区の事業者間、設計者も含め調整していく。こ の案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手続に乗った中で調整が図 られると思う」との事業者回答がございました。

「その他」については2件の指摘、質問があり、それぞれ回答が事業者からありました。 資料の説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、前回の質疑応答について、御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。 発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する質 間については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。いかがでしょ うか。——よろしいでしょうか。

では、事業者の方から補足などありましたら、お願いいたします。

○事業者 よろしくお願いいたします。

前回の審議会の中で、大きくは、この3地区の連携についての話が一番大きい話ではなかったかなと思っております。3地区の連携につきましては、前回回答させていただいたように、現在も3地区共通の会議体が開催されておりますので、確実に今後も、そして工事着工後も共通の会議体を維持して、継続していくということになっております。その点につきましては、今後出していく評価書の中でどのような書き方にしていくかということにつきましては、環境局の事務局とも相談して進めていきたいと思っております。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、続きまして、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

まず、御欠席の委員の方から、事務局でコメントなどを預かっておりますでしょうか。

- ○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、コメントは預かっておりません。よろしくお願いします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

では、御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 よろしくお願いいたします。

前回言及しておりませんでしたけれども、風の問題でして、強風対策などを施すことによって改善されたものが何地点かあるということであったのですけれども、評価書案の225ページですか。これを見ると、オレンジ色のところ、C領域のところが、特に北地区の近傍にまだ1点残っていたりします。一方で、南地区のほうまで北地区のほうが影響があるかどうか、ちょっと微妙ではあるので、むしろ北地区の、北の第6番目といったところはまだC領域のところが残っておりまして、こういったところに対する御配慮をさらに進めることはできないものかというのが質問です。

また、対策のときに、よく見ると 76 番とか 78 番とかが改善されているのですけれども、 どうやって改善したかというところを見ると、すぐ近くのところに防風植栽を 2 本だけ立て るという感じでやっておりまして、こういった単発的にある植栽なんていうのは先々ちゃん と維持できるのか、ちょっと不安もありまして、この辺の継続的な対策あるいは直近の対策 などいろいろと御検討いただければと思っておりました。いかがでしょうかということで、 お願いいたします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

風環境についての質問ということで、1つは、防風対策後も領域 C が 2 か所、北地区では 1 か所残っているということで、今後も対策を検討していくのかということでございますけれども、これは、現状では計画のボリュームあるいは細かいところの外構とかがまだ最終段階のものではありません。今後、いろいろな手続、景観とかも手続が進んでいきますので、その中で細かいところ。当然計画の検討もずっと進んでいきますので、その中でいろいろ変わっていく。そういう中で、今後も風の対策については検討していくということでございます。これで終わりではないということです。

それが1つと、もう一つは、部分的に領域Cのところの近くに防風植栽を置いて、その維持管理とかいう話だったと思うのですけれども、防風植栽として常緑樹を植えていくことになるのですけれども、当然維持管理はきちっとしていくということになりますし、アセスの中で、どの部分に植栽等防風対策を施すと効き目があるのかということを示すために、今回、部分的に植栽を反映させて風を落としているのですけれども、実際はこれ以外にもいろいろな植栽をやっていく。初めのほうのページで緑化計画というのを出していますけれども、やっていく。かつ、当然、常緑樹だけではなくて落葉樹も植栽していきますので、防風対策上はピンポイントで、一番よく効くところに置いていますけれども、実際はそれ以上の植栽をやっていくということでございますし、それらの植栽も維持管理をきちんとやっていくとい

うことでございます。よろしいでしょうか。

- ○宗方委員 いろいろと御検討されているということで、了解いたしました。景観とか植栽とかは非常に連動し合っているものということなので、連携し合って、よいものを出していただければと思います。
- ○事業者 ありがとうございました。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますか。

日下委員、お願いいたします。

○日下委員 1つ気になる点があります。

前回の質問に対する回答説明として、新橋での計画ではアセスメントが公開されているから、それを反映しているということと、北地区のII 期工事のときには中地区、南地区の供用が始まっているけれども、工事用車両については予測に反映していると書いてあるのですが、建設機械の稼働は重複して動いているということはないのですか。1 つ目の質問が、北地区と中地区、南地区で一緒に動くときというのはないでしょうか。

- ○事業者 御質問ありがとうございます。建設機械については、当然、北と中、南、工事工程が重なっているところがございますので、同時に建設機械が動いている時期はございます。 ○日下委員 それは回答にはなかったので、その点は少し注意してほしいところと、もうつつ、新橋の事業と中地区、南地区の事業が重なったときに、その効果は少なくとも新橋のアセスについては反映していると言うのですけれども、どう反映しているかが資料編とかを見ても分からなかったので、それはどう反映させているのか。
- ○事業者 北地区の工事中のときに新橋の開発はもうできているわけですね。完成している。ですので、新橋の供用後の車両を台数に反映させているということが1つでございます。もう一つは、II 期工事のときに中地区と南地区の供用が既に始まっている状態ですので、中地区と南地区の供用後の車両を北地区のII 期工事のときの工事用車両の大気、騒音・振動予測のときに反映させているということでございます。
- ○日下委員 それぞれの工事用車両を多くして、総合的な車両の台数として計算している。
- ○事業者 台数で計算しているということでございます。
- ○日下委員 分かりました。

工事用車両は分かったのですが、大気汚染のほうでより問題なのは、多分、建設機械の稼働に伴う排出量のほうだと思うのです。こちらは特に環境基準を超えていて、寄与率が高い

ですよね。寄与率が40~50%くらいあるということで、これがもし南とか中地区も一緒にやっていたら、それは今反映されてなさそうなのですけれども、もし反映されていたら、寄与率がさらに倍とかになってしまう可能性があると思うのです。環境アセスにこれは問題といえば問題なのですけれども、個々の事業に対して影響評価をして、例えば将来の濃度分布を出したときに、それぞれの事業のやつが出てきて、それぞれで最大着地濃度はこれくらいですよと、それぞれが出てくる。でも、多分実際はそうではなくて、それが同時に起こっている場合は、最大の日は違うかもしれないけれども、少なくともある程度重なるわけですよね、非常に近い場合。今回は非常に近いので重なってしまうので、個々のアセスで、今回は環境基準を超えているのですけれども、仮に超えていかなったとしても、例えば3つ、4つあったときに、個々がそれぞれ超えていなくても、同時に行うことで、本当は拡散式の答えを線形和をするとか、あるいは日付がずれていれば、重みをつけて総和を取るとかしないといけなくて、もし本当にそういうことをしたら、超えるということはあり得ると思うのです。なので、今回も、もし重なっていたら、もう少し高いかもしれないので、そこについては、予測計算というのはあまり考えなかったのですか。

- ○事業者 確かに今回、隣地で、各工事がある程度重なって進んでいくという中で、おっしゃるとおり、建設機械の影響というのは足されていくような形になっていくと思うのですけれども、今回はあくまでも原則別事業ということで、隣に対する影響ということで、それぞれで建設機械の影響を出しているというものとしています。
- ○日下委員 アセスはそういうものなので、それでいいのですが、ただ、今回は連動しているので、そこはどこかに書いておくとか、実際は、こっちの評価書案も参照してくださいとは書きづらいかもしれないのですが、他の事業があった場合はもう少し高くなるかもしれないとかということは書きづらいですか。
- ○事業者 そこら辺どういうふうに評価書の中で書いていくかというのは、今後、環境局の 事務局とも調整して、検討していきたいと思います。どこにどんなふうに書くかということ ですね。実際に事後調査をするときには、当然、隣の音、振動、そして大気も含めて事後調 査してしまうことになりますので。隣の影響も。
- ○日下委員 事後調査のところで例えばしっかり書くとか、あるいは予測とは違ったときに、 これはそういうのが重なっていたからかもしれないとか、ちょっと引っかかったりするとい うことは大切かなと思います。
- ○事業者 当然そこら辺の根拠というのは、事後調査のときにはしっかり書いていくことに

なります。

○日下委員 あとは、アセスの基本的なこととして、予想より超えるということがあり得る わけなので、それをある程度認識した上で、いろいろ対策をさらに取ってもらえればと思い ます。これは予測と言っているけれども、この事業だけの予測なので、実際の本当のリアル な予測というのは超える可能性があると思うので、その辺はきちんと記載していただければ と思います。

- ○事業者 ありがとうございます。承知いたしました。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

ほかに御意見等はございますか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 よろしくお願いします。

前回来、視察も行かせていただいて、史跡・文化財について、これまでのところしっかり した御対応を取られているとは認識しているのですけれども、特に私の場合、遺跡のほうを 中心にやっておりまして、この辺のところは、文化財かどうかの確認ですとか、御相談の件 とか、今のところ全く問題はないと思っております。

ただ、こちらのところ、視察の際にも言わせていただいたのですが、帝国ホテルのところであったりですとか、実は以前に現在の東京国立博物館の前身が、そこに事務局がおそらく置かれていたであろうところでありますので、その辺りで、帝国ホテルの時代も含めて、近代史というところで非常に重要な場所であるということも事実であって、それは遺跡に当たる主に近世以前を中心とするところとはまたちょっと扱いが違うのですが、近代以降の歴史について、周りの地区では、例えば三菱の美術館ですとか、あの辺りで、近代史の時代の歴史について、周りの地区では、例えば三菱の美術館ですとか、あの辺りで、近代史の時代の歴史はで、その地域、地域で地点に残していくというような活動が既に周りの場所でやられておりますので、例えば、今後ですけれども、御計画の中にそういう部分といいますか、地域の記憶を取り込んでいくような御計画がおありなのかというところだけお聞かせいただければありがたいと思うのです。もし難しければ結構ですが、質問させてください。

○事業者 申し訳ありません、電波の関係で後半がフリーズして切れてしまったので、前半の、近代史上重要な施設があったりとかいう話は、そこまでは聞けていたのですけれども、後半の部分ですね。

○水本委員 後半の部分なのですけれども、前半の部分は、遺跡等について、近世以前の部分は、今後もし遺跡が発見されればきちんとやっていくよというようなことも書かれていま

すので、特段の問題は今のところ感じていないのですけれども、近代史については、現時点ではかなり、もう現代のところまで文化財であるというような扱いでどんどん、そういうところは加速度的にすごく進んでいる分野ですので、近代ですね、特にここは帝国ホテル、それと、それ以前の、こちらは東京国立博物館の前身の事務局があった場所ですので、その辺り、近代史をこの地点に残していくというようなことが、このビルの中でどこかで実現する可能性があるかということは。よく、景観の部分に取り込んだりですとか、あるいはアーカイブ的なものをちょっと残して公開したりですとか、そのような御計画というのは今の時点でゼロなのか、もしくはその可能性があるのかというところだけ、もしコメントできたら頂きたいのですけれども。特に難しければ結構ですけれども。

○事業者 御質問ありがとうございます。確かにおっしゃるように、史跡・文化財というと 江戸時代以前が主になっているとか、近代以降の展示とかというのは、現時点では話に上が ってきておりません。考えていないとおそらく思うのですけれども。ただ、近代以降もいろ いろな歴史的な重要な場所だという認識はこちらはありますので、アセスメントとしては、 図書の中でどういうことを書いていくのかというところで工夫はできるとは思います。

○水本委員 分かりました。現在もう実現しているところで、三菱の美術館ですとか、ああいったところで実は近代史を結構公開する形で残しておられて、非常に優れた活動をされていますので、そういったところを少し参照していただけるといいのかなと考えております。これは少し難しいところがありますので、ここで求めるべきことではないかもしれないのですけれども、現在はこういう史跡・文化財として取り扱って公開活用していこうというのが非常に推進されている流れですので、そこら辺の御理解をお願いしたいです。あと、東京国立博物館の前身というところも非常に大事なポイントになってきますので、よろしくお願いします。コメントとしてお聞きください。

- ○事業者 ありがとうございます。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。 ほかに御意見、御質問等はございますか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 私は廃棄物の担当なので、あまり直接的なあれはないのですけれども、先ほど 日下先生と御議論されたところはほかの案件でも何件か出ていて、アセスメントの制度とい う区切りと今後必要な課題かなと感じてずっと来ているものかなと思います。また、東京都 の案件は割とそういうのが起きやすいのかなとも思っていまして、この辺は事務局を含めも しかしたら課題かもしれなくて、すぐ解決できないような部分かもしれないですが、今のと ころは事後調査でカバーできているということで、事後調査しながら、必要に応じて環境対 策を強化していくとか、そのようなことなのかなとは思います。

1 点、単なる希望という発言だけさせていただきたいのですが、そういった課題意識を持っている研究者とか、ほかにも多分いたりもすると思いますので、そういった人たちがその検討のために、この事業だったらどうなのかなとか、そのようなことも考えたいかなということも出るかもしれないので、もし事業者として、一事業者ではないと思うのですが、可能であれば、例えばこの事業のアセスが悪いとか、そういったためにやるわけではない研究という前提で、可能な限りで予測で使ったデータの提供とかをしていただいて、複数事業の影響の検討とか、そのようなことにも協力していただけたら、また一歩進むのかななんていうのは思いました。これは単純な希望で、どうしてほしいという話ではないのですが、コメントです。

○宮越部会長 事業者の方、いかがですか。

○事業者 御意見ありがとうございます。今回、北地区、中地区、南地区と実際工事が動き 出した際には、当然お互いの工事に関する情報提供ということはしていくと思います。今回 はアセスメントですので、その中でどこまで公表できるかというのは、そのとき、そのとき の判断だと思うのですけれども、なるたけそこはそれぞれの地区で共有して、なるたけ公開 していくというのが基本なのかなと思っています。そういうことを共有しながら事後調査報 告書には掲載して、公開していくということが基本なので、その方針で進めていきたいと思 っております。

○池本委員 ありがとうございます。事業単位での話でお願いする話と、もうちょっと大きなところと多分あったと思うので非常に答えにくかったと思うのですが、ありがとうございました。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ほかに御意見、御質問等はございますか。

本件では、「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」が評価項目として挙げられています。これらについて御意見を頂いていますが、ほかに御意見等ございましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

では、特に御意見がないようですので、質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 それでは、以上の議論を踏まえ、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いいたします。

宗方委員、お願いいたします。

- ○宗方委員 私のほうからは、3事業を全部一緒にまとめて検討するという「景観」の1の件と、先ほど御指摘させていただきました「風環境」、防風対策はやはり3事業連動していろいると対策を進めていくというこの2点を総括審議として挙げていただければと思います。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

では、日下委員、お願いいたします。

- ○日下委員 「大気汚染」に関しても、この2件を挙げていただければと思います。よろし くお願いします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御提案等お願いいたします。

廣江委員、お願いいたします。

- ○廣江委員 前回かなり聞きましたので今日は聞かなかったのですが、既にここにまとめられているとおり、ほかの委員と同様、「騒音・振動」も北、中、南と共通の案件ですので、ほか2件もそうなのですが、北地区、まず審議案件として挙げさせていただければと思います。よろしくお願いします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御提案はございますか。お願いいたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、ないようですので、総括審議に向けて継続して審議する項目として、「大気汚染」の1番と2番、「騒音・振動」の2番、「景観」の1番、これに加えて、先ほど御意見を頂きました「風環境」に関する内容を候補としたいと思います。各審議案件に関しましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案へ向けては部会長に一任していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第の 3 番目の「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (中地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方についてですが、先ほど御審議いただいた「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」と同様といたします。御協力よろしくお願いいたします。

では、「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画(中地区)」の事業者の方に御出席いただきます。

事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

- ○宮越部会長 それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。
- ○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。資料3は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」「大気・騒音振動共通」「騒音・振動」「景観」の順序で取りまとめており、合計7件、環境影響評価項目以外の「その他」が2件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、「取扱い」欄に前回の日付として「11/24」と記載しております。

なお、「内幸町一丁目街区開発計画(北地区)」の審議で説明した資料2のとおり、冒頭に「(3 地区共通)」と表記させていただいている指摘、質問事項等については、質疑内容が前回説明させていただいた資料2と同じであるため、説明は割愛させていただきます。

前回の指摘等の項目は、11 ページ~12 ページ、「大気汚染」番号 $1 \cdot 2 \cdot 3$ 、12 ページ、「大気・騒音振動共通」番号 1、12 ページ~13 ページ、「騒音・振動」番号 $1 \cdot 2$ 、13 ページ、「景観」番号 1、13 ページ~14 ページ、「その他」番号 $1 \cdot 2$ となります。中地区のみの質疑内容として、要約して内容を御説明いたします。

「その他」に関しての部分になりますが、番号2として、熱源計画についての指摘、質問がございました。これに対しての回答が事業者からありました。

資料の説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、前回の質疑応答に関しまして御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。 発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する 質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、事業者の方から補足などありましたら、お願いいたします。

○事業者 北地区に引き続き、よろしくお願いいたします。

この中地区も、先ほどの北地区と同様に、3 地区が隣接する計画ですので、中地区の事業 者様のほうも両街区と連携して事後調査を進めていくと。今後、評価書に向けて書き方を検 討していきますけれども、3 地区連携をきちっとして、情報連携もして進めていくという基 本方針で了解してもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

続いて、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

まず、御欠席の委員の方から、事務局でコメントなどを預かっておりますでしょうか。

- ○下間アセスメント担当課長 事務局からです。コメント等は預かっておりません。よろしくお願いします。
- ○宮越部会長 分かりました。

では、御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 前回伺わなかったこととして質問させていただきます。

中地区の評価書案の「風環境」の建設後の評価書を見ますと、北地区と南地区の対策後というデータとして示しているのと同じということがあるだけで、中地区として特に対策はしていないよというように読めてしまうのです。もちろん、中地区の西あるいは東側には領域Cに入っているところはありませんけれども、例えばもうちょっと南のところ、日比谷通り沿いのところなどは結構中地区の建物からの影響なんていうのもあるやもしれぬということなので、こちらも先ほどの北地区のときに伺ったとおり、全体的に様々な対策など、形状なども含めた検討の中において、中地区としての改善の余地もあるのかということなどを今後も検討を進めていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

今回、領域 C が中地区の中、直近のところで出ていなかったので、防風対策としては示していないということなのですけれども、実際はいろいろ風環境に配慮した検討をずっと評価書案を出す前までしておりまして、植栽関係もかなり行っております。ピンポイントで領域 C を領域 B にするために植えているとかいうことではないのですけれども、実際はかなりの植栽の量を、常緑、落葉も含めまして、風環境に資するような緑化計画を検討しているところでございます。

○宗方委員 1 つ聞き忘れたのですけれども、中地区から日比谷公園に渡るデッキ、今、点線だけで表現されていますけれども、当然地上レベル、高いところにできるデッキだと思うのですけれども、ここはどんな状況になるかとか、そういった御検討はされているのですか。かなり人通りが多くなるところになると思うので、相応の配慮が必要な場所なのかななんて

思ったのですが。

○事業者 この中地区から日比谷公園に延びるデッキなのですけれども、この時点では具体的な位置や形はまだ定かでなかったものですから、風洞実験の中ではそこの測定点とかを取っていないのですけれども、当然今後だんだん計画が進捗してきて、いずれかのタイミングではっきりしたものが世に出ていくと思います。そうなったときに――もちろん今後何度か風洞実験を回していくとは思うのですけれども、竣工までに十何年もありますので、その中で、おそらく途中でデッキの詳細等々の形状が公開されましたら、当然そのときの風洞実験で回して測定点を取るなり、検討する準備はございます。

- ○宗方委員 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 ありがとうございます。

前回もお伺いしたと思うのですけれども、3 地区連携で騒音の苦情の窓口の調整とかをしていただくということだったと思うのですけれども、特にこの中地区は両側に工事区を抱えた一番対策の厳しいところだと思うのですが、先ほどの「風環境」の方と同じなのですが、この地区は特に何かしら考えないといけないというようなお考えはありますでしょうか。

○事業者 これは確かに両地区に挟まっている地区ですので、お互いの地区、隣地境界で接していて、そこの隣地境界上の騒音・振動については、お互い工事をやっている場合は、その点についてはお互いさまかなというふうには思うのですけれども、北、中、南の計画地外に対する影響が重なるということですね。それに対しては、ここもきちんと連携して、周辺に対する騒音に関しては、きちんとした防音対策等々を検討していこうというふうには思っております。ただ、まだ施工者が決まっていない状況ですので、アセスメントにはそういうことが書いてありますけれども、環境保全措置というのを徹底するように、施工者が決まりましたら、そちらのほうに徹底指導していくということになると思います。

○廣江委員 私、コンターをずっと見ていて考えていたのですけれども、北は2年遅れての 開始になりまして、単独工事の色合いが強いのですが、前回も御指摘しましたように、中と 南は同時進行で、かつ、中のコンターが、特に日比谷公園に被る部分が非常に広範囲に被っ ているのですね。もちろん、基準を超えるとかそういう話ではないのですが、引っ張ってい ないですけれども、例えば建設工事騒音の 60dB のラインをもし引いたとすると、かなりの範 囲が含まれて、さらにそれに南の影響がかぶさってくるような形になります。隣の建物の反射とかの影響を単独で対策するのも難しいような状況ですので、その連携の中では、この真ん中の地区は一番厳しいのかなと思っておりますので、ぜひうまく調整していただければと思います。以上、コメントです。

- ○事業者 ありがとうございました。
- ○宮越部会長 ほかにいかがでしょうか。 水本委員、お願いいたします。
- ○水本委員 御説明ありがとうございました。

ここの地区では、私のほうで一番気にしておりますのが、日比谷公園内のデッキの延びていく先なのですけれども、こちらについては公園内で、あまりこれまでは活発な土地利用をおそらくされていないために、基礎部分のところにかかってくるところが遺跡におそらく該当していくのであろうと思います。ここについては特に丁寧に遺跡についての対応をお願いしたいと思っております。

それから、こちらのデッキ部分が現時点ではなかなか表現し難いということで先ほどお伺いしたので、その事情はすごくよく分かるのですが、こちらは都立の公園ということで、やはり私有地的な部分とはかなり状況が違うと思いますので、現時点ではアセスメントの15ページのところに図が出ているのですが、これでデッキが延びてきてということがなかなか想像しづらいような図ではないかなと。こちらはすごくよくできていますけれども、もうちょっとこの部分というのは拡大して、どういう形になるのかというのを、具体的な設計が上がってきた段階では説明する必要があるのかなと思います。これについては、市政会館のところも近代の重要な遺産であるよというようなことで、都民からの声ということで御指摘をすごく受けている部分だと思いますので、そこも含めてトータルでどういうお考え。まず遺跡の部分と、市政会館との被りの部分と、公園であるというところで、ここはかなり丁寧に説明する必要があるのかなと考えておりますが、お考えはいかがでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。今回、現時点で、大体の場所はたしか示されていると思うのですけれども、まだ公園の具体的な計画がはっきりしていないという中、まだ当然施工者等もはっきりしていない。かつ、公園の部分は今回の事業者の敷地外であるというところから、なかなかこちらでコントロールするのは難しいのですけれども、こちらの事業者としてできることは、当然そこら辺の関係部局と連携しながら、このデッキの話は進めていくことになりますので、その際には当然、公園のほうの関係部局と連携しながら、遺跡の

話であったりとか、あるいは、公園ですから公園の話であったりとか、そこは詰めていくことになるとは思います。このアセスの図書の中で、今後、事後調査でどこまで書けるかというところだと思うのですけれども、当然、公開できることについては記載していくことになるのかなと思っております。

○水本委員 御対応が結構難しいところであると思うのですけれども、御努力をお願いしたいと思います。やはり心情というものがあると思いますので、後からそういうものが出てきたときの印象というのは悪い方向に働いてしまう可能性があるので、むしろ積極的にそういうところを話し合っていったほうが、全体の事業自体への印象というのもよくなると思いますので、その辺りも含めて御対応を、お願いという形ですけれども、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。コメントいただいて、ありがとうございます。

- ○事業者 ありがとうございました。
- ○宮越部会長 では、日下委員、お願いいたします。
- ○日下委員 先ほどの北地区と同じなのですけれども、やはり中地区も建設機械の稼働に伴って二酸化窒素が環境基準を超えているということと、寄与率も51%で非常に高いということで、しかも、北地区と南地区と同時期の時期もあるのですよね。そうすると、実際の将来の大気は、この事業で予測したものよりも高い可能性があるということで、そこはやはりどこかに書くことと、あとは事後調査のときにしっかり考察をするということをやっていただきたいと思います。

あと、浮遊粒子状物質については、この事業では環境基準を超えていないのですけれども、 ただ、3つ重なったときに、寄与率が20%くらいずつあると、こちらも実際には超える可能 性がないとは言い切れないので、こちらもやはり少し重視して対策を立てる、あるいは評価 書案に記載する等をやっていただければと思います。

これは先ほどと同じなのですが、アセスは個別なので、ほかを考慮しながら、重ね合わせてやってくださいとは言いづらいのですけれども、ただ、そういうことを認識して作成する、あるいは後で評価するということはやっていただきたいと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。

北地区と同様に、同時期に建設機械が稼働するということは各地区は認識していますので、 それを前提で今後事後調査をやっていく。そして、実際のお互いの建設機械の台数を把握し て、それを事後調査の中で、どういうふうに書いていくかというのはあると思うのですけれ ども、可能な限り示していくということになるのかなと思います。今後、隣に同時期に稼働する地区がありますよという旨は認識しているということをちゃんと評価書のほうには書いていくということはしていくことにはなるのではないかなと思います。

○日下委員 もう一つなのですけれども、前回指摘したような気がする、ちょっと覚えていないのですが、街区に割とかかっているというのもそうなのですけれども、普通はずっと定住している人に対して、街区とか学校とかいろいろ考慮すると思うのですが、これだけ年間の最大値が比較的高いと、1 時間の平均値が高いと、短時間であっても、全く大丈夫とは言い切れないというか、やっぱり心配する人はいると思うのですね。ここは日比谷公園もありますし、結構外にずっといる人とか、散歩している人、歩いている人、じっとしている人とかも多いと思いますので、そこら辺は、特に街区で家だとか、あるいは学校とか病院とかだけではなくて、そういうところの人たちにも、年最大が高い場合は少し注意する必要があるかなと思います。低い場合は長期濃度だけ考えていればいいのですけれども、高いときは一応短期のやつも多少は注意するということをどこかに記載するというか、何かあったらいい。普通は、学校とか病院とか以外はあまり書かないかもしれないのですが、場所が場所だけに、長時間外にじっとしている人もいるかもしれないので、少し何か考えていただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。長期の予測をしているわけですけれども、確かに 少し高い地域なのかなというふうにも思いますので、まず基本は、このアセスの評価書案の 中で示している保全措置を確実に行っていくということをした上で、事後調査をしている中 で、事後調査の中ではたしか短期的な調査を行いますので、そこら辺がもしも悪いような値 が出てしまったら、追加で保全措置をさらに進めるような形で対策を取っていくのかなとい うふうには思っております。

- ○日下委員 ありがとうございます。必ずしも公園とか道路だから関係ないではなくて、そ の辺も事後調査でしっかりやっていただければと思います。
- ○事業者 了解いたしました。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

柳会長、お願いいたします。

○柳会長 都民の方の意見を見ると、ヒートアイランド現象の話が出てくるのですけれども、 確かにヒートアイランドは、ビルの密集によって風通しが悪化することによっても起こると。 これはよく知られていることで、この点については、宗方委員が風環境の御担当ですので、もう御指摘されているのですけれども、事後調査の課題になるかと思いますけれども、日比谷公園内でいろいろと測られるという、調査計画があるわけですから、そこでヒートアイランドに対しても、どういう影響があるのかということを事後調査で明らかにしていただくと非常にありがたいかなと思っておりますので、ちょっと意見させていただきました。

○事業者 ありがとうございます。

ヒートアイランドは確かにアセスの中の予測評価項目にないのですけれども、当然いろいろなことは今後検討していくことになります。そこら辺をどういうふうにアセスの中で書いていくかとか、あるいはどこまで表現するのかは今後の課題になるのかなと思っていますので、そこは事後調査の段階になりましたら事務局とも詰めていきたいと思っております。

- ○柳会長 ありがとうございます。調査項目にはないというのは、あまりそのまま言い切れないところもありますので、その点は、都民が懸念していることに対して事業者が誠実に答えていくというのは基本的な都民とのコミュニケーションでは重要なところですので、どうぞ御配慮いただければと思います。ありがとうございました。
- ○事業者 ありがとうございます。承知いたしました。
- ○宮越部会長 ほかにいかがでしょうか。

本評価書では、評価項目として「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」が選定されています。これらについて既に御意見、御質問を頂いておりますが、ほかにございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。特に御意見がないようですので、質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の 候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いいたします。

まず、御欠席の委員の方から、事務局でコメントなどを預かっていますでしょうか。

- ○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、欠席の委員からのコメントは特に預かってございません。よろしくお願いします。
- ○宮越部会長 承知しました。

では、御出席されている委員の皆様から御提案をお願いいたします。いかがでしょうか。

宗方委員、お願いいたします。

- ○宗方委員 こちらも北地区と同様に、「景観」の1と、本日いろいろとコメントさせていた だいた「風環境」についてお願いいたします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

日下委員、お願いいたします。

- ○日下委員 こちらも同じく「大気汚染」の1番と2番について審議をお願いいたします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

廣江委員、お願いいたします。

- ○廣江委員 こちらも北地区とこの後の南地区と連携がありますので、「騒音・振動」の 1、 2 を審議案件としてお願いいたします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御提案をお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、総括審議に向けては、ただいま委員の皆様から御提案いただきました、「大気汚染」の1番と2番、「騒音・振動」の1番と2番、「景観」の1番、これに加えて、先ほど御意見を頂きました「風環境」に関する内容を項目とさせていただきたいと思います。各審議案件に関しましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては部会長に一任していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第の 4 番目の「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (南地区)」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

審議の進め方につきましては、先ほど御審議いただいた(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)(中地区)と同様といたします。御協力よろしくお願いします。

では、「(仮称) 内幸町一丁目街区開発計画 (南地区)」の事業者の方に御出席いただきます。 事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

- ○宮越部会長 それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。
- ○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

資料4を御覧ください。資料4は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」「大気・騒音振

動共通」「騒音・振動」「景観」の順序で取りまとめており、合計7件、環境影響評価項目以外の「その他」が4件となりました。指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、「取扱い」欄に前回の日付として「11/24」と記載しております。

なお、内幸町一丁目街区開発計画(北地区)(中地区)の審議で説明した資料2及び資料3のとおり、冒頭に「(3地区共通)」と表記させていただいている指摘、質問事項については、質問内容が資料2及び資料3と同じであるため、説明は割愛させていただきます。

前回の指摘等の項目は、15 ページ~16 ページ、「大気汚染」番号 $1 \cdot 2 \cdot 3$ 、16 ページ、「大気・騒音振動共通」番号 1、16 ~17 ページ、「騒音・振動」番号 $1 \cdot 2$ 、17 ページ、「景観」番号 1、17 ページ~18 ページ、「その他」番号 $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4$ となります。南地区のみの質問内容として、要約して内容を御説明いたします。

「その他」に関しての部分になりますが、番号2として熱源計画について、番号3として 内幸町駅との接続に関して、番号4として計画建築物の概要について、それぞれ指摘、質問 があり、それぞれに対し事業者から回答がありました。

資料の説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ただいま事務局から御説明いただきました前回の質疑応答について、御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。いかがでしょうか。——ございませんか。

ありがとうございます。

では、事業者の方から補足などありましたら、お願いいたします。

○事業者 よろしくお願いいたします。

前回の審議会の中でDHC関係の大気の予測のところで不備がございましたので、そこら辺 についてはきちんと評価書のほうでは直していくということで、今、記載の修正を進めてい るところでございます。

もう一つは、北・中地区と同様に、3 地区連携して特に工事の部分の調整を進めていくということで事業者のほうも了解しておりますので、3 地区連携して進めるということで事後調査を進めていかせていただければなと思っております。

以上でございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

まず、御欠席の委員の方から、事務局でコメントなどを預かっていらっしゃいますか。

- ○下間アセスメント担当課長 欠席の委員からのコメントについては特に預かってございません。よろしくお願いします。
- ○宮越部会長 承知しました。

では、御出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 3 度目の風の話で申し訳ありませんけれども、こちらも南のほうを見ると、改善したにもかかわらず改善がされていなかったというポイントが、86 ですか、あったようですので、これも引き続き御検討されているとは思いますが、しっかりと御検討していただければというコメントになりますが、何でここだけ改善できなかったとか、何かそういう補足的なものでもあれば、また教えていただければと思いました。

○事業者 ありがとうございます。

確かに86のところですね、1点、敷地側にCが残っているところがありますけれども、これにつきましては、今後もおそらくこの低層部の形、風洞実験の際にはボリュームで示しているのですけれども、今後、低層部のいろいろな部分の詳細が決まってきます。具体的な詳細が決まってきましたら、またどこかのタイミングで風洞実験を回すことになります。今、検討の中での最大ボリュームで回しているので、おそらく実際の計画のボリュームで今後回していくと、このCが少しずつ落ちていくのではないかなと思っております。いずれにしても、検討は今後も続けさせていただきたいと思います。

- ○宗方委員 よろしくお願いいたします。以上です。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

では、日下先生、よろしくお願いします。

○日下委員 私も北地区、中地区と同じなのですけれども、南地区も同様に、中地区、北地区との関係、総合的な視点というのを少し持っていただいて、予測は個別にやるということはそうなのですが、事後調査は全部重なった結果が多分出てくると思うので、やはり北地区、中地区と同様に事後調査をしっかり考えていただくことと、この予測はあくまでこの事業に対してだけの影響の予測であって、実際の予測というのはもう少し高いかもしれないという

ことをどこかに書いていただければと思います。そういうふうな視点を持って対策をやって いただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。北地区、中地区と同様に、この南地区、特に中地区と接しているわけですので、事後調査につきましては、特に中地区と連携して調査を進めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。あと、今後、評価書提出に向けて作業を進めていくのですけれども、評価書の中では、中地区と特に連携していくというようなこと、そこら辺についても、どのような形で書けるのかというのは検討していきたいと思っております。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 ありがとうございます。ちょっと話が変わってしまうのですが、3 地区共通ということで少しお話しさせていただこうかと思いまして、最後にさせていただきました。

特区案件に関しても、温室効果ガスについて――私、「廃棄物」なので言い過ぎかもしれないのですけれども――考えていくといいよねという流れになってきたかなと認識しておりまして、ほかのアセス法とかアセス条例の改正のときとかも、条例とかの改正のときに、途中段階の案件についてどのようにして扱っていくかというのも整理されていることが多いので、今回の案件も、事務局も併せて整理したほうがいいのかなと思っておりまして、今の評価書案から評価書の段階で求めている――技術指針の改正でもないので、求めている全部をやるのではなくていいと思うのですけれども、例えば事業計画の中で温室効果ガスの削減対策を書いて、事後調査でも少しそれを見守っていくとか、そこをやるかどうかはあるのですけれども、そういうところを整理してもいいのかなと感じました。

○事業者 ありがとうございます。

温室効果ガスも、政策的にも、世の中の流れの中でもいろいろ注目されていることですので、予測・評価は今回書かないのですけれども、今回の評価書案の中では、特に初めの事業概要のところでどう書いていくのかということだと思います。そこら辺は、どの程度まで事業計画の中で書けるのかというのは、今後、評価書に向けて検討していきたいと思いますし、事後調査のほうでもどんな書き方ができるのか、あるいはできないのかも含めて今後の検討になるかとは思います。

○池本委員 ありがとうございます。渡邉先生や事務局の方と相談しつつ、可能な対応を検 討いただくのがいいのかなと感じたので、コメントさせていただきました。ありがとうござ います。

- ○事業者 ありがとうございました。
- ○宮越部会長 渡邉委員、お願いいたします。
- ○渡邉委員 池本先生、ありがとうございました。おそらく事務局からお話があったのではないかと思うのですけれども、温室効果ガス自体は評価項目として挙がっていなくても、事業計画に書くような形で今求められているということですので、この辺り事務局で御説明いただくのが一番いいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。
- ○宮越部会長 事務局、いかがでしょうか。
- ○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、今回の案件ついては特定の地域ということで、今後の総括審議の項目には挙げることはないのですが、ただ、どの計画でも必ず事業計画のところで省エネルギー計画、熱源計画ということを書くことになっております。今回の評価書案にはそこが不十分な部分がありますので、こちらのほうで事業者に対してその辺のことについて今後検討していくというような形になるということでございますので、そこは事務局として対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○渡邉委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ほかに御意見、御質問はございますか。――よろしいでしょうか。

本評価書案では、「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」が評価項目として挙げられています。既にこれらについて御意見、御質問を頂いておりますが、ほかにございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、特に御意見がないようですので、質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の 候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いいたします。いかがでしょうか。

宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 こちらも「景観」の1と、先ほど申し上げた「風環境」についてお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。「景観」の1と「風環境」に関する、先ほど御説明いただいた内容ですね。ありがとうございます。

では、そのほかいかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

- ○廣江委員 北、中と重なる部分が多かったので、今、南では特に質問はしませんでしたが、 これも関連する案件でありますので、「騒音・振動」の関連も審議事項の案として入れさせて いただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。「騒音・振動」の2番になりますか。
- ○廣江委員 そうですね。
- ○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

日下委員、お願いいたします。

- ○日下委員 「大気汚染」に関しても、北・中地区と同様に、1番、2番をよろしく審議をお願いします。
- ○宮越部会長 「大気汚染」の1番と2番ですね。ありがとうございます。

それでは、総括審議事項に向けては、ただいま御提案いただきました、「大気汚染」の1番と2番、「騒音・振動」の2番、「景観」の1番、これに加えて、先ほど御意見を頂きました「風環境」に関する内容を候補とさせていただきたいと思います。各審議案件につきましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては部会長に一任していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮越部会長 それでは、最後に「その他」の項目となりますが、何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午後3時48分閉会)